別　表　１（第３条関係）

補助金の交付対象となる事業の種類	補助金の交付対象となる経費	基準額	補助金額
病床の機能分化・連携支援事業	地域一般入院基本料、一般病棟特別入院基本料、専門病院13対１入院基本料、小児入院医療管理料４、小児入院医療管理料５、回復期リハビリテーション病棟入院料、地域包括ケア病棟入院料、地域包括ケア入院医療管理料、緩和ケア病棟入院料、特定一般病棟入院料、地域包括医療病棟入院料を算定する回復期機能病棟に病床の機能を転換するために要する次の経費 １　施設整備 新築、増改築、改修に要する工事費又は工事請負費 ２　設備整備 医療機器等の備品購入費	１　施設整備 ⑴　新築又は増改築 １床当たり 4,378千円 ⑵　改修 １床当たり 3,214千円 ２　設備整備 １施設当たり 10,800千円	次に掲げる額のうち最も少ない額に２分の１を乗じて得た額 １　基準額 ２　対象経費の実支出額 ３　総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額
	救命救急入院料、特定集中治療室管理料、ハイケアユニット入院医療管理料、脳卒中ケアユニット入院医療管理料、小児特定集中治療室管理料、新生児特定集中治療室管理料、総合周産期特定集中治療室管理料、新生児治療回復室入院医療管理料を算定する高度急性期機能病棟を新たに整備し、又はそれらの機能を維持するために要する次の経費（がん診療施設整備事業及びがん診療施設設備整備事業の対象となる施設・設備を除く。） １　施設整備 新築、増改築、改修に要する工事費又は工事請負費 ２　設備整備 医療機器等の備品購入費	１　施設整備 ⑴　新築又は増改築 １床当たり 4,378千円 ⑵　改修 １床当たり 3,214千円 ２　設備整備 60,000千円	次に掲げる額のうち最も少ない額に２分の１を乗じて得た額 １　基準額 ２　対象経費の実支出額 ３　総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額

地域医療構想の推進に向けて実施する病棟（室）の削減に伴い、不要となる病棟（室）を他の用途へ変更（機能転換は除く）するために要する次の経費（鹿児島県地域医療構想公示日までに取得（契約）したものに限り対象とする） 1　施設整備 改修に要する工事費又は工事請負費	施設整備 ⑴ 鉄筋コンクリート 用途変更面積１㎡当たり 200,900円 ⑵ ブロック 用途変更面積１㎡当たり 175,100円	次に掲げる額のうち最も少ない額に２分の１を乗じて得た額 1　基準額 2　対象経費の実支出額 3　総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額
地域医療構想の推進に向けて実施する病棟（室）の削減に伴い、不要となる建物（病棟・病室等）や医療機器の処分（廃棄、解体又は売却）に係る損失（固定資産除却損・固定資産廃棄損（解体費用、処分費用）・固定資産売却損（売却収入を含む））（財務諸表上の特別損失に計上される金額に限る） ・　鹿児島県地域医療構想公示日までに取得（契約）したものに限り対象とする。 ・　固定資産売却損については、関係事業者への売却は対象外とし、第三者への売却のみを対象とする。ただし、複数の不動産鑑定士や専門業者の鑑定状況を踏まえた、市場価格と大幅な乖離がない場合（売却後に「購入者が未使用」又は「売却者が継続使用」する場合を除く。）は、関係事業者でも対象とする。 ※　関係事業者とは、医療法第51条第１項に定める理事長の配偶者がその代表者であることその他の	―	次に掲げる額のうち最も少ない額に２分の１を乗じて得た額 1　対象経費の実支出額 2　総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額

	当該医療法人又はその役員と厚生労働省令（医療法施行規則第32条の６第１項第１号）で定める特殊の関係がある者をいう。 ・　有姿除却は対象としない。		
	地域医療構想の推進に向けて実施する病棟（室）の削減に伴い、職員が早期退職する場合に要する次の経費 退職する職員の早期退職制度（法人等の就業規則等で定めたものに限る）の活用により上積みされた退職金の割増相当額	早期退職制度を活用する職員1人当たり 6,000千円	次に掲げる額のうち最も少ない額に２分の１を乗じて得た額 １　基準額 ２　対象経費の実支出額 ３　総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額
医療・介護ネットワーク整備事業	１　協議会等の開催に係る経費（講師謝金、講師旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費）、役務費（通信運搬費）、委託料、使用料及び賃借料） ２　データ入力利用端末の整備に要する経費（需用費、備品購入費及び賃借料）	１　協議会等開催経費 １郡市医師会当たり 1,000千円 ２　データ入力利用端末の整備に要する経費 １郡市医師会当たり 3,000千円	次に掲げる額のうち最も少ない額に２分の１を乗じて得た額 １　基準額 ２　対象経費の実支出額 ３　総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額
口腔管理連携体制構築事業	報償費、旅費、需用費（印刷製本費、消耗品費、医薬材料費）、役務費（通信運搬費）	口腔ケア実地指導及び研修会等実施経費 １医療機関当たり 468千円	次に掲げる額のうち最も少ない額に２分の１を乗じて得た額 １　基準額 ２　対象経費の実支出額 ３　総事業費から寄附金その

			他の収入額を控除した額
看護師特定行為研修受講支援事業	受講料	派遣看護職員１人当たり 472千円	次に掲げる額のうち最も少ない額に２分の１を乗じて得た額 １　基準額 ２　対象経費の実支出額
かかりつけ医普及啓発事業	報償費、旅費、需用費（消耗費、印刷製本費）、役務費、委託費、使用料及び賃借料、備品購入費	認定かかりつけ医制度認定審査委員会の運営及び同制度の普及・啓発に係る経費 3,920千円	次に掲げる額のうち最も少ない額に２分の１を乗じて得た額 １　基準額 ２　対象経費の実支出額 ３　総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額
専門医養成支援事業	小児科・産科（産婦人科）・麻酔科・救急科・総合診療科の専門研修を受ける１年目の医師（産科（産婦人科）のみ１年目から３年目までの医師）に対し、研修期間に応じて支給する奨励金	専攻医に対する奨励金 １人当たり 25千円／月	次に掲げる額 ・　基準額×研修実績月数
産科医療体制確保支援事業	産科医療機関等に対して、市町村（複数市町村による協議会等を含む。）が支出する次の経費 １　産科医師等の給与、手当、赴任費用、技術研修費 ２　他の医療機関等からの産科医師等の派遣・出向に係る経	⑴　産科医師等の給与、手当、赴任費用、技術研修費 8,568千円 ⑵　他の医療機関等からの産科医師等の派遣・出向に係る経費	次に掲げる額のうち最も少ない額に２分の１を乗じて得た額 １　基準額 ２　対象経費の実支出額 ３　総事業費か

	費 （同一医療機関に対する補助は３年以内とする。ただし、更なる医療体制の充実を図る取組を実施する場合、再度３年の補助を可能とする。）	6,588千円	ら寄付金その他の収入額を控除した額
新人看護職員卒後研修事業	１　研修経費 新人看護職員研修事業の実施に必要な研修責任者経費（謝金、人件費、手当）、報償費、旅費、需用費（印刷製本費、消耗品費、会議費、図書購入費）、役務費（通信運搬費、雑役務費）、使用料及び賃借料、備品購入費、賃金（外部の研修参加に伴う代替職員経費） ２　教育担当者経費 新人看護職員研修事業の実施に必要な教育担当者経費（謝金、人件費、手当） ３　医療機関受入研修事業の実施に必要な教育担当者経費（謝金、人件費、手当）、需用費（消耗品費、印刷製本費、会議費、図書購入費）、役務費（通信運搬費、雑役務費）、使用料及び賃借料、備品購入費	次の⑴から⑶により算出された額の合計額 ⑴　研修経費 ア　新人看護職員等が１人のとき 440千円 （ただし、新人保健師研修・新人助産師研修のいずれかを含む場合586千円） イ　新人看護職員等が２人以上のとき 630千円 （ただし、新人保健師研修・新人助産師研修のいずれかを含む場合　776千円、新人保健師研修・新人助産師研修の両方を含む場合　922千円とする。） ⑵　教育担当者経費 新人看護職員等５人以上の場合に５人ごとに 215千円 （注） 新人看護職員数等の人数は、当該年度の４月末日現在に在職している新人看護職員、新人保健師及び新人助産師であって、それぞれの研修に参加する人数とし、上限を70人とする。 なお、新人看護職員研修、新人保健師研修又は新人助産師研修の複数の	次に掲げる額のうち最も少ない額に２分の１を乗じて得た額 １　基準額 ２　対象経費の実支出額 ３　総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額

		研修を実施する施設において、複数の研修に参加する者は１人として計上する。 (3)　医療機関受入研修事業 ア　１～４人を受け入れる場合 １施設当たり 113千円 イ　５～９人を受け入れる場合 １施設当たり 226千円 ウ　10～14人を受け入れる場合 １施設当たり 566千円 エ　15～19人を受け入れる場合 １施設当たり 849千円 オ　20人以上受け入れる場合 １施設当たり 1,132千円 カ　受け入れる新人看護職員数が20人を超える場合 １人増すごとに 45千円 （注） １　医療機関受入研修事業は複数月で実施すること。 ２　医療機関受入研修事業における受入人数については、１人当たり年間40時間で１人とし、上限は30人とする。なお、１人40時間に満たない場合は、複数人で40時間となれば１人とする。	

<table>
<tr>
<td>病院内保育所運営費補助事業</td>
<td>次に定める病院内保育施設の種別に該当し、原則12ヶ月運営し、かつ保育料として１人当たり平均月額10,000円以上徴収している病院内保育所の運営に必要な保育士等の職員の人件費（給料、諸手当等）及び委託料（内訳は、人件費とする。）
１　A型は、事業に係る児童が４人以上（うち医療職職員の児童１人以上）で保育時間８時間以上及び保育士等職員２人以上を有するもので、B型に該当しないものとする。ただし、児童１人以上　４人未満（うち医療職職員の児童１人以上）のものをA型特例とする。
２　B型は、事業に係る児童10人以上（うち医療　職職員の児童１人以上）で保育時間10時間以上及び保育士等職員４人以上を有するものとする。ただし、B型のうち児童30人以上（うち医療職職員の児童１人以上）で保育士等職員10人以上を有するものはB型特例とする。</td>
<td>各院内保育施設につき次の１により算定した額より、２に定める保育料収入相当額を控除の上、３に定める院内保育施設の運営に係る設置者の負担能力指数による調整率を乗じて得た額と４の加算額の合計額
１　基本額
（A型特例）
１人×237,400円×運営月数
（A型）
２人×237,400円×運営月数
（B型）
４人×237,400円×運営月数
（B型特例）
６人×237,400円×運営月数

２　保育料収入相当額
24,000円に保育月数を乗じた金額の合計額とする。
また、保育料収入相当額の算出にあたっては対象となる上限の人数は下表のとおりとする。
上限人数
<table><tr><th>種別</th><th>保育人数</th></tr><tr><td>A型特例</td><td>１人</td></tr><tr><td>A　　型</td><td>４人</td></tr><tr><td>B　　型</td><td>１０人</td></tr><tr><td>B型特例</td><td>１８人</td></tr></table>
３　負担能力指数による調整率
<table><tr><th>区分</th><th>負担能力指数</th><th>調整率</th></tr><tr><td rowspan="3">基本額</td><td>５未満</td><td>0.7</td></tr><tr><td>５以上
20未満</td><td>0.5</td></tr><tr><td>20以上</td><td>0.3</td></tr></table></td>
<td>補助金の交付の対象となる経費の実支出額と基準額とを比較してそのいずれか少ない方の額に３分の２を乗じて得た額</td>
</tr>
</table>

<table>
<tr><td></td><td></td><td>ただし、保育施設の設置主体が開設後、３か年を経過していない場合は、最上位の率とする。

４　加算額
（24時間保育を行っている施設）
30,750円×運営日数
（病児等保育を行っている施設）
278,340円×運営月数
（児童保育を行っている施設）
14,760円×運営日数
（休日保育を行っている施設）
15,270円×運営日数</td><td></td></tr>
<tr><td>看護師等養成所運営費補助事業</td><td>次の１から６までに掲げる経費
１　教員経費
⑴　専任教員給与費
⑵　専任教員人当庁費、需用費（消耗品費、印刷製本費）、備品購入費、役務費（通信運搬費）、福利厚生費
⑶　添削指導員給与費
⑷　部外講師謝金
⑸　委託料（上記教員経費のうち⑴～⑶に該当するものとする。）

２　事務職員経費
⑴　専任事務職員給与費
⑵　委託料（上記専任事務職員給与費とする。）

３　生徒経費
⑴　事業用教材費
⑵　臨床実習経費
（消耗器材に要する経費）
⑶　委託料（上記生徒経費の</td><td>a　看護師等養成所運営事業
１から７に掲げる課程ごとの⑴、⑵、⑶、⑷、⑸及び⑹の合計額に、次の表の左欄に掲げる看護師等試験合格率の区分に応じ、当該右欄に定める率を乗じ、次に定める調整率を乗じて得た額と８の加算額の合計額
<table><tr><td>算定しようとする年度の前年度の看護師等試験合格率</td><td>乗じる率</td></tr><tr><td>97％以上</td><td>1.05</td></tr><tr><td>95％以上97％未満</td><td>1.00</td></tr><tr><td>90％以上95％未満</td><td>0.95</td></tr><tr><td>85％以上90％未満</td><td>0.90</td></tr><tr><td>85％未満</td><td>0.85</td></tr></table></td><td>次のいずれか少ない額
１　補助金の交付の対象となる経費の実支出額と基準額とを養成所ごとに比較し少ない方の額
２　総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額</td></tr>
</table>

	うち⑴～⑵に該当するものとする。） 4　実習施設謝金 ⑴　報償費（実習施設謝金） ⑵　委託料（上記報償費とする。） 5　へき地等の地域における養成所に対する重点的支援事業実施経費 ⑴　実習体制支援経費　（賃金、需用費（燃料費、消耗品費、修繕費）、役務費（保険料、手数料）、備品購入費（単価30万円未満の備品に限る。）、使用料及び賃借料 ⑵　看護職員養成確保促進経費（旅費、需用費（印刷製本費）、食糧費（会議費）、役務費（通信運搬費）、使用料及び賃借料 ⑶　委託料（上記へき地等の地域における養成所に対する重点的支援事業実施経費のうち⑴～⑵に該当するものとする。 6　看護教員養成講習会参加促進事業実施経費 (1) 部外講師謝金 (2) 部外講師旅費 (3) 代替教員雇上経費 (4) 講習会受講料 (5) 受講者旅費	<table><tr><td>看護師等養成所の定員数</td><td>調整率</td></tr><tr><td>定員181人以上</td><td>0.92</td></tr><tr><td>定員161人以上 180人以下</td><td>0.94</td></tr><tr><td>定員121人以上 160人以下</td><td>1.00</td></tr><tr><td>定員 81人以上 120人以下</td><td>1.02</td></tr><tr><td>定員 71人以上 80人以下</td><td>1.10</td></tr><tr><td>定員 70人以下</td><td>1.20</td></tr></table> ただし、生徒数１人当たりの額は、当該額に次の表の左欄に掲げる新卒者の県内就業率の区分に応じ、当該右欄に定める率を乗じて得た額とする。 <table><tr><td>算定しようとする年度の前年度以前３年の各年度の新卒者の平均県内就業率</td><td>乗じる率</td></tr><tr><td>85％以上</td><td>2.00</td></tr><tr><td>80％以上85％未満</td><td>1.50</td></tr><tr><td>75％以上80％未満</td><td>1.00</td></tr><tr><td>70％以上75％未満</td><td>0.80</td></tr><tr><td>70％未満</td><td>0.60</td></tr></table> ただし、養成所１か所当たりの額は、当該額に次の表の左欄に掲げる専任教員講習会受講率の区分に応じ、当該右欄に定める率を乗じて得た額とする。	

算定しようとする年度の前年度までの専任教員講習会受講率	乗じる率
95％以上	1.10
85％以上95％未満	1.00
75％以上85％未満	0.95
50％以上75％未満	0.90
50％未満	0.85

1　助産師養成所

⑴　養成所１か所当たり
7,918,110円

⑵　総定員が20人を超える養成所において、専任教員分として定員20人増すごとに
1,842,000円

⑶　事務職員分として１か所当たり
536,000円

⑷　生徒数に１人当たり
123,966円を乗じて得た額

2　看護師（３年課程）養成所（全日制）

⑴　養成所１か所当たり
15,496,623円

⑵　統合カリキュラム実施施設
6,610,000円

⑶　総定員が120人を超える養成所において、専任教員分として定員30人増すごとに
1,842,000円

⑷　事務職員分として

		１か所当たり 536,000円 ⑸　生徒数に１人当たり 13,968円を乗じて得た額 ⑹　へき地等の地域における養成所に対する重点的支援事業実施施設 １か所当たり 1,087,000円 ３　看護師（３年課程）養成所（全日制であって４年間で教育を行うもの及び定時制） ⑴　養成所１か所当たり 11,622,249円 ⑵　総定員が120人を超える養成所において、専任教員分として定員30人増すごとに 1,381,000円 ⑶　事務職員分として１か所当たり 402,000円 ⑷　生徒数に１人当たり 13,968円を乗じて得た額 ⑸　へき地等の地域における養成所に対する重点的支援事業実施施設 １か所当たり 1,087,000円 ４　看護師（２年課程）養成所（全日制） ⑴　養成所１か所当たり 12,759,287円 ⑵　総定員が80人を超える養成所において専任教員分として定員30人増すごとに 1,842,000円 ⑶　事務職員分として １か所当たり	

		536,000円 ⑷　生徒数に１人当たり 15,714円を乗じて得た額 ⑸　へき地等の地域における養成所に対する重点的支援事業実施施設 １か所当たり 1,004,000円 ５　看護師（２年課程）養成所（定時制） ⑴　養成所１か所当たり 9,994,977円 ⑵　総定員が120人を超える養成所において専任教員分として定員30人増すごとに 1,381,000円 ⑶　事務職員分として １か所当たり 402,000円 ⑷　生徒数に１人当たり 15,714円を乗じて得た額 ⑸　へき地等の地域における養成所に対する重点的支援事業実施施設 １か所当たり 1,004,000円 ６　看護師（２年課程）養成所（通信制） ⑴　養成所１か所当たり 15,670,350円 ⑵　総定員が500人を超える養成所において専任教員分として定員100人増すごとに 1,842,000円 ⑶　総定員が500人を超える養成所において添削指導員分として定員100人増すごとに 1,595,000円	

		⑷　事務職員分として １か所当たり 536,000円 ⑸　生徒数に１人当たり 3,492円を乗じて得た額 7　准看護師養成所 ⑴　養成所１か所当たり 7,740,018円 ⑵　総定員が80人を超える養成所において専任教員分として定員30人増すごとに 1,842,000円 ⑶　事務職員分として １か所当たり 536,000円 ⑷　生徒数に１人当たり 11,349円を乗じて得た額 ⑸　へき地等の地域における養成所に対する重点的支援事業実施施設 １か所当たり 973,000円 8　看護教員養成講習会参加促進事業実施施設について受講者１人当たり 147,000円	
	看護師養成所３年課程の設置準備に必要な次の１及び２に掲げる専任教員等配置経費 １　教員経費 ⑴　専任教員給与費 ⑵　専任教員人当庁費、需用費（消耗品費、印刷製本費）、備品購入費、役務費（通信運搬費）、福利厚生費 ⑶　委託料（上記教員経費のうちア及びイに該当する	b　看護師養成所３年課程導入促進事業 専任教員等配置経費１か所当たり 8,408,000円	次のいずれか少ない額 １　補助金の交付の対象となる経費の実支出額と基準額とを養成所ごとに比較し少ない方の額 ２　総事業費から寄付金その他の収入額を

	ものとする。） ３　事務職員経費 ⑴　事務職員経費 ⑵　委託料（上記事務職員給与費とする。）		控除した額
医師勤務環境改善等事業	分娩を取扱う産科・産婦人科医及び助産師に対して、処遇改善を目的として分娩取扱件数に応じて支給される手当（分娩手当等）	a　産科医等確保支援事業分娩手当等 １分娩当たり 10,000円	次に掲げる額のうち最も少ない額に３分の１を乗じて得た額 １　基準額 ２　対象経費の実支出額
小児救急医療拠点病院運営事業	１　給与費（常勤職員給与費、非常勤職員給与費、法定福利費等） ２　報償費（医師雇上謝金） ３　夜間加算（労働基準法第37条第１項及び第３項に定める割増賃金（時間外（125/100以上）及び深夜（150/100、160/100又は125/100以上））を手当している場合に限る。）	１か所当たり次の⑴及び⑵により算出された額 ⑴　35,926千円×運営月数/12 ⑵　夜間加算 3,520千円×運営月数/12	次に掲げる額のうち最も少ない額 １　対象経費の実支出額 ２　基準額 ３　総事業費から寄付金その他の収入金額を控除した額
介護の仕事理解促進事業	報酬、給料、職員手当、共済費、賃金、報償費、旅費、需用費（食糧費（会食に係る経費を除く。）、消耗品費、印刷製本費）、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金補助及び交付金	１事業当たり 2,000千円	次に掲げる額のうち最も少ない額に２分の１を乗じて得た額 １　基準額 ２　対象経費の実支出額 ３　総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額
介護職員キャリアアップ支援事業 ⑴介護員養成研修費用助成事業	資格を有しない介護職員を対象に、次に掲げる者が負担する介護員養成研修課程の受講に要する経費 １　交付の対象となる者	１人当たり ①介護職員初任者研修 100千円 ②生活援助従事者研修 50千円	次に掲げる額のうち最も少ない額に２分の１を乗じて得た額 １　基準額

	県内に所在する以下の事業を運営する法人等 ⑴　介護保険法に基づく指定介護サービス事業 ⑵　老人福祉法に基づく養護老人ホーム及び軽費老人ホーム並びに有料老人ホーム ２　交付の対象となる経費 ⑴　受講料 ⑵　テキスト代		２　対象経費の実支出額
⑵介護職員実務者研修費用助成事業	実務経験が１年以上の介護職員が介護職員実務者研修の受講に要する経費（受講料（テキスト代を含む））	１人当たり　100千円	次に掲げる額のうち最も少ない額に２分の１を乗じて得た額 １　基準額 ２　対象経費の実支出額 ３　総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額
⑶アセッサー講習費用助成事業	次に掲げる者が負担するアセッサー講習の受講に要する経費 １　交付の対象となる者 県内に所在する以下の事業を運営する法人等 ⑴　介護保険法に基づく指定介護サービス事業 ⑵　老人福祉法に基づく養護老人ホーム及び軽費老人ホーム並びに有料老人ホーム ２　交付の対象となる経費 受講料（ただし、取扱手数料は含めない）	１人当たり　20,900円	１人当たり 10千円
⑷離島における介護職員研修受講支援事業	旅費	研修開催地（離島）への移動に伴う経費 530千円	次に掲げる額のうち少ない額 １　基準額 ２　対象経費の実支出額

<table>
<tr>
<td>介護事業所内保育所運営費補助事業</td>
<td>次に定める介護事業所内保育施設の種別に該当し、原則12ヶ月運営し、かつ保育料として１人当たり平均月額10,000円以上徴収している介護事業所内保育所の運営に必要な保育士等の職員の人件費（給料、諸手当等）及び委託料（内訳は、人件費とする。）
１　Ａ型は、事業に係る児童が４人以上（うち介護職員の児童１人以上）で保育時間８時間以上及び保育士等職員２人以上を有するもので、Ｂ型に該当しないものとする。
ただし、児童２人以上４人未満（うち介護職員の児童１人以上）のものをＡ型特例とする。
２　Ｂ型は、事業に係る児童10人以上（うち介護職員の児童１人以上）で保育時間10時間以上及び保育士等職員４人以上を有するものとする。
ただし、Ｂ型のうち児童30人以上（うち介護職員の児童１人以上）で保育士等職員10人以上を有するものはＢ型特例とする。</td>
<td>各介護事業所内保育施設につき次の１により算定した額より、２に定める保育料収入相当額を控除の上、３に定める介護事業所内保育施設の運営に係る設置者の負担能力指数による調整率を乗じて得た額と４の加算額の合計額
１　基本額
⑴　Ａ型
２人×144,250円×運営月数
⑵　Ａ型特例
１人×144,250円×運営月数
⑶　Ｂ型
４人×144,250円×運営月数
⑷　Ｂ型特例
６人×144,250円×運営月数

２　保育料収入相当額
24,000円に保育月数を乗じた金額の合計額とする。
また、保育料収入相当額の算出にあたっては対象となる上限の人数は下表のとおりとする。
上限人数
<table>
<tr><th>種　別</th><th>保育人数</th></tr>
<tr><td>Ａ　　型</td><td>４人</td></tr>
<tr><td>Ａ型特例</td><td>１人</td></tr>
<tr><td>Ｂ　　型</td><td>１０人</td></tr>
<tr><td>Ｂ型特例</td><td>１８人</td></tr>
</table>
３　負担能力指数による調整率
<table>
<tr><th>負担能力指数</th><th>調整率</th></tr>
<tr><td>５未満</td><td>0.7</td></tr>
<tr><td>５以上
20未満</td><td>0.5</td></tr>
<tr><td>20以上</td><td>0.3</td></tr>
</table>
</td>
<td>補助金の交付の対象となる経費の実支出額と基準額とを比較してそのいずれか少ない方の額に３分の２を乗じて得た額</td>
</tr>
</table>

		ただし、保育施設の設置主体が開設後、３か年を経過していない場合は、最上位の率とする。 ４　加算額 ⑴　24時間保育を行っている施設 16,010円×運営日数 ⑵　病児等保育を行っている施設 187,560円×運営月数	
権利擁護人材育成事業	報酬、賃金、共済費、報償費、旅費、需用費（消耗品費、食糧費（会食に係る経費を除く。）、印刷製本費）、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費	市民後見人の育成等に係る経費 １市町村当たり 4,000千円	次に掲げる額のうち最も少ない額に２分の１を乗じて得た額 １　基準額 ２　対象経費の実支出額 ３　総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額
外国人留学生受入養成施設学習支援事業	外国人留学生を受け入れた県内の介護福祉士養成施設が、介護福祉士としての就職を目指す留学生に対し、カリキュラム外の時間に行う介護福祉士資格取得のための日本語学習支援や介護専門知識強化に要する次の経費 １　報償費、旅費、需用費　（消耗品費、印刷製本費、教材費）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料）使用料及び賃借料、委託料、備品購入費（30万円以上の備品を除く）、補助金（受講料に課る。）	１の基準費 留学生1人当たり235千円以内。ただし、県の予算の範囲以内とする。 ２の基準額 １受入介護福祉士養成施設につき80千円以内。ただし、県の予算の範囲内とする。	次に掲げる額のうち最も少ない額 １　基準額 ２　対象経費の実支出額 ３　総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額

	２　超過勤務手当（受入養成施設の学習支援担当者にかかるものに限る。）		
介護職機能分化等推進事業	報酬、賃金、共済費、報償費、旅費、需用費（消耗品費、食糧費（会食に係る経費を除く。）、印刷製本費）、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費	１団体当たり 4,000千円 ただし、県の予算の範囲以内とする。	次に掲げる額のうち最も少ない額に２分の１を乗じて得た額 １　基準額 ２　対象経費の実支出額
訪問介護職員資格取得支援事業	１　新規雇用者の人件費（無資格者に限る） ２　通勤手当等の諸手当 ３　社会保険料に係る事業主負担分 ４　介護職員初任者研修受講費用	人件費等経費 １人当たり　936千円	次に掲げる額のうち少ない額に２分の１を乗じて得た額 １　基準額 ２　対象経費の実支出額
離島・中山間地域等における介護人材確保支援事業	離島・中山間地域等に所在する事業所・施設等が介護人材確保のために行う以下の取組に要する経費 １　地域外からの就職促進 ⑴　地域外からの事業所・施設に必要な経費（赴任旅費、引越・転勤費用、短期間の就労等） ⑵　地域外での採用活動のために要する経費 ２　介護従事者の資質向上 介護従事者が地域外で資質向上に係る研修を受講するために要する経費	１事業所当たり 1,600千円 うち、１⑴の経費 １人あたり　400千円	次に掲げる額のうち少ない額に２分の１を乗じて得た額 １　基準額 ２　対象経費の実支出額
外国人介護人材受入施設環境整備事業	外国人介護人材を受け入れる（予定を含む）介護施設において、介護福祉士の資格取得を目指す外国人介護人材への学	１施設あたり300千円	次に掲げる額のうち最も少ない額に３分の２を乗じて得た額

	習支援、外国人介護人材と施設入所者等とのコミュニケーションの促進に係る支援、メンタルヘルスケア等の生活支援に要する次の経費 1　外国人介護職員の介護福祉士の資格取得に必要な取組 ⑴　外国人介護職員を対象に資格取得を目指すために必要な教材の購入、外部講習等への参加、日本語講師による教育に必要経費 2　外国人介護職員とのコミュニケーションを促進する取組 ⑴　雇用予定の外国人材が母国を出国する前に雇用予定先の介護施設等とオンラインによる通話を行うために必要な経費 ⑵　介護業務マニュアル（介護の手順、介護用語の統一化等）の作成に必要な経費 ⑶　多言語翻訳機の購入またはリースに必要な経費 ⑷　コミュニケーションの促進に資するような研修の受講経費（介護技能実習評価試験の評価者養成講習、介護職種の技能実習指導員講習等） ⑸　その他外国人とのコミュニケーションの促進に必要と考える経費 3　外国人介護職員の生活支援に必要な取組 ⑴　孤立防止やホームシック等メンタルケアに必要な経費 ⑵　地域の日本人や外国人との交流を促進するための交流会開催等に必要な経費 ⑶　その他外国人介護職員		1　基準額 2　対象経費の実支出額 3　総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額

	の生活支援に必要と考える経費		

※算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

別　表　２（第３条関係）

・看護師特定行為研修受講支援事業
・新人看護職員卒後研修事業
・病院内保育所運営費補助事業
・看護師等養成所運営費補助事業
・医師勤務環境改善等事業
・小児救急医療拠点病院運営事業
・専門医養成支援事業
・産科医療体制確保支援事業
・介護の仕事理解促進事業
・介護職員キャリアアップ支援事業
・介護事業所内保育所運営費補助事業
・権利擁護人材育成事業
・外国人留学生受入養成施設学習支援事業
・訪問介護職員資格取得支援事業
・介護職機能分化等推進事業

・離島・中山間地域等における介護人材確保支援事業
・外国人介護人材受入施設環境整備事業